

大和町総合運動公園使用料

平成26年4月1日施行 (R8.4.1一部改訂) (単位:円)

1. 貸切使用料

施設名	使用区分		基本使用料				休日使用料(2割加算)				町外平日使用料(5割加算)				町外休日使用料(2割・5割加算)					
			午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日		
総合体育館	第一競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	児童・生徒	2,140	2,950	4,280	9,370	2,568	3,540	5,136	11,244	3,210	4,425	6,420	14,055	3,852	5,310	7,704	16,866
			一般・学生	4,280	5,810	8,560	18,650	5,136	6,972	10,272	22,380	6,420	8,715	12,840	27,975	7,704	10,458	15,408	33,570	
		入場料を徴収する	児童・生徒	6,420	8,760	12,840	28,020	7,704	10,512	15,408	33,624	9,630	13,140	19,260	42,030	11,556	15,768	23,112	50,436	
			一般・学生	12,840	17,430	25,690	55,960	15,408	20,916	30,828	67,152	19,260	26,145	38,535	83,940	23,112	31,374	46,242	100,728	
		その他の催物	入場料を徴収しない	営利目的外	8,560	11,620	17,120	37,300	10,272	13,944	20,544	44,760	12,840	17,430	25,680	55,950	15,408	20,916	30,816	67,140
			営利目的	42,810	58,100	85,630	186,540	51,372	69,720	102,756	223,848	64,215	87,150	128,445	279,810	77,058	104,580	154,134	335,772	
	入場料を徴収する場合	107,030	145,260	214,070	466,360	128,436	174,312	256,884	559,632	160,545	217,890	321,105	699,540	192,654	261,468	385,326	839,448			
	第二競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	児童・生徒	1,120	1,520	2,240	4,880	1,344	1,824	2,688	5,856	1,680	2,280	3,360	7,320	2,016	2,736	4,032	8,784
			一般・学生	2,240	3,050	4,480	9,770	2,688	3,660	5,376	11,724	3,360	4,575	6,720	14,655	4,032	5,490	8,064	17,586	
		入場料を徴収する	児童・生徒	3,360	4,580	6,720	14,660	4,032	5,496	8,064	17,592	5,040	6,870	10,080	21,990	6,048	8,244	12,096	26,388	
			一般・学生	6,720	9,170	13,450	29,340	8,064	11,004	16,140	35,208	10,080	13,755	20,175	44,010	12,096	16,506	24,210	52,812	
		その他の催物	入場料を徴収しない	営利目的外	4,480	6,110	8,970	19,560	5,376	7,332	10,764	23,472	6,720	9,165	13,455	29,340	8,064	10,998	16,146	35,208
			営利目的	22,420	30,580	44,850	97,850	26,904	36,696	53,820	117,420	33,630	45,870	67,275	146,775	40,356	55,044	80,730	176,130	
	入場料を徴収する場合	56,060	76,450	112,130	244,640	67,272	91,740	134,556	293,568	84,090	114,675	168,195	366,960	100,908	137,610	201,834	440,352			
柔道場	1,120	1,520	2,240	4,880																
トレーニング室	1,120	300	2,240	4,880																
第1研修室	1,420	300	2,850	5,900																
第2研修室	1,420	300	2,850	5,900																
第3研修室	1,420	300	2,850	5,900																
第1控室	1,010	300	2,030	4,260																
第2控室	1,010	1,220	2,030	4,260																
ステージ	1,010	1,220	2,030	4,260																
陸上競技場(1時間につき)	入場料を徴収しない	児童・生徒	530										795							
		一般・学生	1,050											1,575						
	入場料を徴収する	児童・生徒	1,580											2,370						
		一般・学生	3,150											4,725						
多目的広場(1時間につき)	入場料を徴収しない	児童・生徒	350										525							
		一般・学生	690											1,035						
	入場料を徴収する	児童・生徒	1,040											1,560						
		一般・学生	2,070											3,105						
テニスコート(1時間1面)	入場料を徴収しない	児童・生徒	300										450							
		一般・学生	500											750						
	入場料を徴収する	児童・生徒	500											750						
		一般・学生	1,000											1,000						

2. 個人使用料

(単位:円)

対象	使用料	町外使用料(5割加算)	使用区分等
小・中・高校生	1人1回 50	1人1回 80	午前・午後・夜間(体育館のみ)各1回につき ※開放日における総合体育館・運動公園 (テニスコート除く)
一般学生	1人1回 100	1人1回 150	

※総合体育館の第1・第2競技場を入場料を徴収しないで使用する場、準備又は撤去のため、前日又は翌日使用する場の場合の使用料は、本表に定める使用料の1/2に相当する額とする。
ただし、入場料を徴収する場合の使用料は規定どおりとする。

3. 設備使用料

(単位：円)

施設名	名称	単位	使用料	使用区分
総合体育館	フロアシート	1本	50	1日単位
	長机	1脚	100	1日単位
	折畳み椅子	1脚	30	1日単位
	特殊電源装置	1Kwh	150	切り上げ 時間単位

(単位：円)

施設名	名称	単位	使用料	使用区分
陸上競技場	放送設備器具	1式	520	1日単位
	テント	1張	210	1日単位
	走高跳用具	1式	520	区分単位
	競技会用ハードル	1式	520	区分単位
	競技会用器具	1式	5,250	1日単位

総合体育館の設備中、特殊電源装置を除いては館外持ち出し利用の場合のみ徴収、陸上競技場は倉庫受け渡しとする。

4. 冷暖房設備及び照明設備使用料

(単位：円)

名称		単位	使用料	使用区分	
暖房設備	第1競技場(客席含む)	1時間	12,230	1時間未満は1時間とする	
	第2競技場	1時間	3,050		
	トレーニング室	1時間	810		
	第1研修室	1時間	300		
	第2研修室	1時間	300		
	第3研修室	1時間	300		
	第1控室	1時間	300		
	第2控室	1時間	300		
冷房設備	第1研修室	1時間	300		
	第2研修室	1時間	300		
	第3研修室	1時間	300		
	第1控室	1時間	300		
	第2控室	1時間	300		
照明設備	第1競技場	全灯点灯(1470ℓ/ス)	1時間		2,650
	第1競技場	1/2(735ℓ/ス)	1時間		1,320
		全灯点灯(650ℓ/ス)	1時間		1,220
	第2競技場	1/2(325ℓ/ス)	1時間	610	
スポット	大1台	1時間	300		
エアコン	中1台	1時間	200		

名称	単位	使用料	使用区分
ジェットヒーター	1台/1時間	600	1時間未満は1時間とする
ファンヒーター	1台/区分	500	
ブルーヒーター	1台/区分	1,000	
扇風機	1台/区分	320	

冷暖房設備の算定基準は「実利用の区分単位」とする。
(準備は含まない)

5. 使用時間

午前とは、9時から12時まで
午後とは、13時から17時まで
夜間とは、18時から21時30分まで
全日とは、9時から21時30分まで

照明設備中、第1競技場の1/2点灯(735ℓ/ス)及び第2競技場の1/2点灯(325ℓ/ス)に関しては、夜間使用の場合に限り徴収しない。